

事業復興型雇用創出事業

概要

東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資することを目的に、市の産業政策の支援等(対象産業政策リストに掲げる事業。)の対象となった市内の事業所において、被災求職者を雇い入れた場合、雇入れに係る3年間の費用の一部を助成金として交付するものです。



参考: 平成25~26年度実績 対象産業政策を実施する事業所540社(H27.3.31現在)のうち、延べ28社、(99人)が助成対象となっている。

《現交付要綱の一部改正》

要件等	現行	改正
対象事業主	市内に事業所を有し対象産業政策を平成27年3月31日まで実施していること	
対象事業所	対象産業政策に係る融資や補助金の対象となった施設等	
適用地域	新被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域)	
対象労働者	新被災求職者(平成23年3月11日当時新被災地に居住していた者等)	
対象期間	平成23年11月21日から平成28年3月31日までに雇用	平成23年11月21日から平成27年5月31日までに雇用(ただし、平成27年4月1日から平成27年5月31日までの雇用については平成26年度中に採用内定していること)
助成期間	雇入日を起算日として3年間	
交付額	1人あたり最大225万円	
交付限度額	1億円	

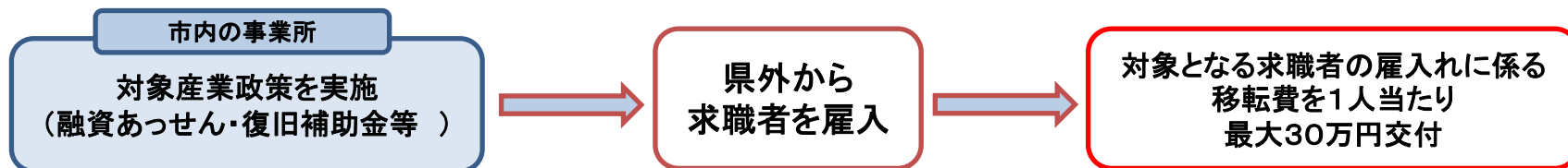
《新交付要綱》

要件等	新規制定
対象事業主	市内に事業所を有し対象産業政策を平成28年3月31日まで実施していること
対象事業所	対象産業政策に係る融資や補助金の対象となった施設等
適用地域	被災三県(岩手県、宮城県、福島県)
対象労働者	被災三県求職者(平成23年3月11日当時被災三県に居住していた者等)
対象期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに雇用
助成期間	雇入日を起算日として3年間
交付額	1人あたり最大225万円
交付限度額	2千万円

《移転費型》

概要

被災地域の人手不足に対応することを目的に、平成27年度末までに市の産業政策の支援等(対象産業政策リストに掲げる事業。)の対象となった市内の事業所において、県外から求職者を雇い入れた場合、雇入れに係る移転費用について助成金を交付するものです。



要件等		実負担額(対象労働者1人あたりに支給した実負担額の総額)	基準額	支給額
1.対象事業所	市内に事業所を有し平成28年3月31日までに対象産業施策を実施していること。	30万円以上の場合	30万円	30万円
2.対象労働者	県外に居住していた求職者で、平成27年4月1日以降に内定を受けて対象事業所に雇入れた者	25万円以上30万円未満の場合	25万円	25万円
3.対象経費	対象労働者が県外から移転した際に要した経費(交通費、宿泊費、移転費)のうち事業主が負担した経費	20万円以上25万円未満の場合	20万円	20万円
4.交付額	1人あたり最大30万円	15万円以上20万円未満の場合	15万円	15万円
5.交付限度額	300万円	10万円以上15万円未満の場合	10万円	10万円
1万円以上10万円未満の場合	—	—	実負担額 ※ただし実負担額のうち1万円未満の端数がある場合、当該端数は切り捨てとする。	
1万円未満の場合	—	—	実負担額 ※ただし実負担額のうち千円未満の端数がある場合、当該端数は切り捨てとする。	

補助対象経費区分	経費種別
1.交通費	(1)鉄道賃
	(2)航空賃
	(3)船賃
	(4)車賃
2.宿泊費	
3.転居費	